

川原田児童公園の円形広場が「芝生広場」としてリニューアルされました

町では、川原田児童公園の円形広場について利用環境の向上を図るため、芝生化整備を進めてまいりました。

現在は「芝生広場」として、多くの方にご利用いただいております。子どもたちが元気に遊ぶ姿や、ご家族でくつろぐ様子が見られています。

大人から子どもまで、みなさまに親しんでいただける広場となっておりますので、ぜひご利用ください。

【施設概要】

公園名 川原田児童公園

所在地 越生町上野東4丁目20番1

芝生広場面積 約1,500㎡



まちづくり整備課 新エネルギー対策担当

☎内線 157

町営住宅の入居者を募集しています

住宅名	上野第1住宅	上野第2住宅	上野第3住宅
募集部屋	301・302・303・ 401・402・403号室	203・304・401・ 402号室	202・302・303・ 403号室

※家賃は入居者世帯員の収入に応じて決定します。応募に必要な書類や入居資格などの詳細は、担当までお問い合わせください。

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 153・156

農地の手続き、忘れていませんか？

農地の貸し借り・売買・転用には、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する農地であっても、手続きをせずに知り合い等への貸し借りや資材置場、駐車場などにはできません。

まずは、農業委員会にご相談ください。

越生町農業委員会 ☎内線 141

地域密着

丁寧な作業で安心の住まいサポート

地域密着 比企郡・近隣地域対応 女性の方・高齢の方も安心

エアコンクリーニング

室外機 ・ 抗菌コート ・ 他店で断れた方もご相談可

◎まずはお気軽にお電話ください

☎070-3177-0369 営業時間 9:00-18:00

※万が一の故障時も安心です。損害賠償保険加入済み
住まいサポート
埼玉県比企郡ときがわ町玉川1931-1

待っているにゃん!

児童手当制度について

支給対象

高校生卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

支給対象者

支給対象となる児童を養育している父母等のうち、主に生計を維持している方

※父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方を優先的に支給します。

離婚協議中の事実が確認できる書類（調停期日呼出状の写しなど）の提出が必要です。

※児童養護施設等に措置入所している児童の手当は、施設設置者等が受給者となります。

支給額

児童の年齢	月額1人あたり
3歳未満※1	第1・2子：15,000円、第3子以降※2：30,000円
3歳～高校生年代	第1・2子：10,000円、第3子以降※2：30,000円

※1 3歳になった月まで

※2 第3子以降とは、大学生年代（22歳の年度末までのうち、親等の経済的負担がある場合に限り）までの子どもから数えて3番目以降

支給時期

児童手当は、偶数月（年6回）に、各支給月前の2か月分を支給します。振込日は、各支給月の5日になります。

※令和6年10月支給分（12月5日振込）から、**支払通知の送付が廃止**となりました。支払通知が必要な方は、子育て支援課までご連絡ください。

現況届は原則不要です

次に該当する方のみ現況届の提出が必要です。対象者には個別に通知しています。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、町から提出の案内があった方（別居監護等）

子育て支援課 こども担当 ☎内線 162

第76回 “社会を明るくする運動”

7月は、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間です。また、「再犯防止啓発月間」及び「青少年の被害・非行防止全国強調月間」ともなっています。

これは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

飯能地区保護司会越生支部では、街頭広報活動や募金活動等の取組を実施しています。安全で安心な地域社会の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

健康福祉課 福祉担当 ☎内線 111

越生町への寄附

「越生町魅力あるまちづくり寄附金条例」に基づく寄附をいただきました。

寄附の目的を尊重し有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

【寄附者】 有限会社越生エルピーガス 様

【寄附金額】 100,000円

【目的】 その他町長が必要と認める事業

企画財政課 管財担当 ☎内線 226